

杉並区みどりの基本計画改定支援業務公募型プロポーザル

質問と回答

No.	ご 質 問	回 答
1	<p>直近3年分の財務諸表のうち、収支決算書、キャッシュフロー計算書の2つについては、当社の決算書類として作成していません。収支決算書は、貸借対照表・損益計算書の簡易版にあたりますので、提出しなくても問題ないと思いますが、キャッシュフロー計算書は、代替するような書類はありませんので、提出しないということで問題ないでしょうか。</p>	<p>財務諸表の提出につきましては、業務遂行にあたり経営状況が健全であるか選定委員が審査するために使用します。書類の提出がない場合、選定委員の審査に影響を与える可能性があることを了承のうえ、貴社で判断して下さい。</p>
2	<p>5みどりの基本計画検討との体制①杉並区みどりの基本計画改定検討委員会への謝礼金・交通費のお支払いはどのようにお考えでしょうか。また、会場費が必要な場合を想定されていますか。それら経費が生じる場合、委託料は含まれますか。参考までに、予定されている人数を教えてください。</p>	<p>委員の謝礼などにつきましては、区が負担し、みどりの基本計画基本計画検討委員会は本庁舎等区施設で開催するため、会場費は発生しません。検討委員は10人程度を想定しています。</p>
3	<p>5みどりの基本計画検討との体制②杉並区みどりの基本計画改定検討委員幹事会庁内関係者の具体的な構成、予定されている人数を教えてください。</p>	<p>杉並区みどりの基本計画改定検討委員幹事会は、区職員のみで構成し、11人程度を想定しています。</p>
4	<p>6業務内容(2)検討委員会等で使用する資料作成会議運営支援(当日出席・記録簿作成)は含まれていない、という理解でよろしいでしょうか。その場合、会議後の記録簿提供や打合せにて、委員意見を業務に反映する、という認識で検討を進めればよろしいでしょうか。委員会資料の印刷は業務に含まれますか。事前にデータをお渡しして、区役所にて印刷していただくことはお考えでしょうか。</p>	<p>委員会当日は、事業者による出席及び記録簿作成の必要はありません。会議記録は区職員で作成し、情報を共有します。委員会資料等は電子データを提出頂き、区にて印刷する想定です。そのまま印刷できるようレイアウト調整、内容照査の上、簡単に文章を変えられるようWord等で提出していただくこととなります。</p>